

川口市選管告示第4号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項及び同法施行令第14条の規定により、同項に定める選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更した。

令和7年1月10日

川口市選挙管理委員会
委員長 板橋 智之

定時登録日

変更前 令和7年3月1日

変更後 令和7年3月3日

変更前 令和7年6月1日

変更後 令和7年6月2日